

事務連絡  
令和7年9月29日

都道府県看護行政御担当者様

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

看護師の特定行為研修における「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の取扱いについて（周知）

平素より看護師の特定行為研修の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本制度における区分別科目の実習のうち、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、別添「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について」（令和7年9月26日付け医政発0926第2号厚生労働省医政局長通知）において取扱いを見直したところです。

今般、指定研修機関・協力施設において実習を適切に運用いただくことを目的として、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習の取扱いの詳細について下記のとおり整理しましたので、指定研修機関の皆様におかれましては、遺漏なきようお取りはからいいただきとともに、協力施設に対して周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、特定行為に係る看護師の研修実施につきましては、別添通知をご参照いただき適切に運用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 記

### ○ 症例数の数え方について

区分別科目の実習は、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関が適切に設定することとしており、シミュレーションによる学習については実習の症例数には含まないことが原則であるが、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、シミュレーター等を利用し、実際に患者に対して実施する実習と遜色なく実施されている場合に限り、症例数に含めることを可能とする。

○ 実習の内容について

看護師の特定行為研修における「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」について、実際に患者に対して実施する実習と遜色なく実施されている場合とは、例えば、血管外漏出の状態のアセスメントについては実際の患者で実施し、局所注射の実技のみシミュレーターを活用するなど、患者への対応とシミュレーターの活用を組み合わせた実習などを想定している。

以上

照会先

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

担当：内田（4173）・清河（4176）

電話：03-5253-1111

Mail：ns-tokutei@mhlw.go.jp